

介護給付費適正化事業年次計画 大曲仙北広域市町村圏組合

令和2年9月9日

□第7期介護保険事業計画において定めている、当組合の介護給付費適正化事業の目標の達成に向けて、年間の実施計画を策定する。
前年度の実施状況を分析し、翌年度の計画に反映させる。

■令和2年度

	平成31年度（令和元年度）実施状況	課題等分析結果	令和2年度実施計画
1. 要介護認定の適正化	<ul style="list-style-type: none"> ・認定調査（直営） 6,786件 ・認定調査（委託） 1,901件 ・事後点検件数 8,687件 ・事後点検実施率 100% ・秋田県庁出前講座－感染症の予防について【対象：直営調査員】 ・スキルアップ研修会（グループワークによる事例検討会）【対象：調査員全員】 	<ul style="list-style-type: none"> ・委託による認定調査の課題。①公平性、中立性②技術面についてスキルアップ研修会を通じて是正し質の維持・向上を図る必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・同行による調査技術の向上。 ・調査項目の解釈、判断の統一。 ・チェック項目のバラツキを少なくすることを目的に『業務分析データ』を活用。 ・スキルアップ研修会の開催。 ・外部研修への参加及び外部講師を招聘しての勉強会の開催。
2. ケアプランの点検	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画どおり、ケアプラン分析システムを活用した対象者の選定を行い点検を実施。小規模多機能型居宅介護のケアマネジャーも対象とした。（18件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・支給限度額に対する利用率の高い有料老人ホーム入居者の担当ケアマネジャーには訪問介護のサービス利用について検討してもらった機会を提供することができた。今後もケアプラン分析システムを活用し、同様のケアプランについてケアマネジャーに検討してもらえるように機会を提供していきたい。また、ケアプラン点検「受講なし」で「希望あり」のケアマネジャーも対象としていく。 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象の事業所の選定にケアプラン分析システムを活用する。 ※点検対象プランの選定について <ul style="list-style-type: none"> ①同一法人（グループ法人）内での利用が多い ②事業所内で作成しているプランのサービスの種類に偏りがある ③要介護度が高いにも関わらず、利用しているサービスが少ない ④介護度が低いが限度額いっぱい利用している ⑤有料老人ホームに入居し、訪問介護を限度額いっぱい利用している 以上①～⑤のケアプランについて実施する。 その他、ケアプラン点検「受講なし」で「希望あり」のケアマネジャーを優先的に対象とする（予定件数 18件）
3. 住宅改修等の点検	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修の点検 事前申請書類において介護保険の給付要件に合致するかどうか確認できなかったケースについて、現地確認を実施（5件 介護保険の給付対象であると判断） 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉用具利用実態調査について、調査前の分析や調査を行う人員の確保ができないなど、体制が整わず実施できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 構成自治体のリハビリ専門職の職員に現地確認へ同行してもらい、専門的な意見をもらう。 ・住宅改修の点検 実施方法は前年度と同様に、事前申請書類において介護保険の給付要件に合致するかどうか確認できなかったケースについて、現地確認を実施する。（見込み件数 5件） ・福祉用具利用実態調査 実施方法は前年度同様に、不適切な福祉用具の利用が考えられる方を対象とする。聞き取り調査項目の見直しを行う。（見込み件数 5件）
4. 縦覧点検・医療情報との突合	<ul style="list-style-type: none"> ・国保連への委託により実施 ・請求に関する介護保険事務所への問い合わせに対しては、指導を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事務の効率化につながり、引き続き国保連への委託による実施が適当と考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度に引き続き、国保連への委託を行うが、事業所の過誤等の問い合わせについては、解釈について説明するなど適切な請求への意識付けを行っていく。
5. 介護給付費通知	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月、要介護更新申請の勸奨通知に直近の介護給付費通知を同封し、自分が使っているサービスの内容と費用について確認してもらう。（4,261件） 	<ul style="list-style-type: none"> ・過誤の発見につながるようなケースはなかったが、問い合わせが数件あったことから、ある程度の効果はあったと思われる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施方法は、前年度と同様に勸奨通知に同封し送付する。（見込み件数 2,500件・認定有効期間の延長者が減となる年度のため。）